仕様書

※当仕様書は、基本事項を示すものであり、契約締結時には、採択された企画提案内容を反映させて仕様を定める。

１．件名

令和８年度企業立地ニーズ調査業務

２．目的

本町はものづくりの町として発展しており、昭和 26 年に国の重要港湾としての指定以降、苅田臨海工業用地をはじめとした臨海部には自動車関連企業、セメント産業やバイオマス発電所などの日本有数の企業が進出している。また、平成 18 年に北九州空港の開港、東九州自動車道苅田北九州インターの開通と合わせ、「陸・海・空」の交通インフラが整備され、福岡県のみならず国内でも有数の産業都市として認知されている。

企業進出や交通インフラの整備が進むにつれ、企業進出ニーズへの対応が難しく、産業用地の確保が困難となっている。そのため、新たな産業用地創出に向けて令和４年に工業適地調査を実施し、「二崎地区」を優先候補地として産業用地の確保に向けた検討を進めている。

本業務にて、自動車関連産業および物流産業における設備投資の動向、事業所等の新設・拡張計画、必要とする用地条件及び本町への立地意向等を調査・分析することにより、産業用地に関する潜在需要を客観的に把握し、農地を含む土地利用計画の検討及び今後の企業誘致活動に資する根拠資料とすることを目的とする。

３．業務委託期間

契約日から令和９年３月３１日まで

４．業務内容

町内外企業の本町への新設・増設に対する意向を調査するため、自動車関連産業および物流産業を中心とした企業への調査に至る一連の業務及び本業務に係るサポート全般を行うこと。

受託者は、本町の産業構造、交通・物流条件、周辺地域の企業集積、関連する土地利用上の制約等を踏まえて業務を実施すること。業務の各段階において本町と十分に協議すること。

（1）調査対象企業のリストアップ及び提案

受託者は、本業務の目的を達成するため、独自の企業情報データベースや分析手法等を用いて、本町への立地可能性又は産業用地需要を有する可能性が相対的に高い企業を 1,000 社選定し、リストとして提案すること。

企業の選定にあたっては、以下の要件を考慮し、その選定理由や分析根拠を明示すること。

①対象業種: 自動車関連産業（特に EV、次世代技術関連）および物流産業を中心に製造業、研究開発機能など、本町の産業集積との親和性が高い業種。

②企業特性:サプライチェーンにおける位置づけ（例：特定地域への依存度が高い企業など)。財務状況や近年の業績が、新規・拡張投資の可能性があると見込まれること。本町の産業構造や地理的特性（北九州空港・苅田港へのアクセス等）を活かせると考えられる事業内容であること。

③その他: 企画提案書において、上記に加え、どのような独自の視点・基準で企業選定を行うか具体的に提案すること。

※最終的な調査対象企業は、受託者からの提案を基に本町と協議の上で決定する。

ア）企業数

1,000 社

イ）提供項目

商号、所在地、電話番号、代表者役職名、代表者氏名

（2）アンケート調査の設計

本業務の目的を踏まえ、回答者に負担がかからないように配慮したアンケート調査票及びｗeb 回答フォームを作成すること。設問及び回答選択肢は、本町と協議の上で決定するものとし、少なくとも次の事項を把握できる内容とする。

ｗeb 回答フォームはパソコン及びスマートフォンから回答できるものとし、回答データの安全な保存、重複回答の把握及び集計用データの出力が可能なものとする。

・回答企業の属性及び回答者の所属・連絡先
・現在又は今後おおむね３～５年以内における事業所、工場、物流施設、研究開発拠点等の新設・移転・拡張計画
・想定する立地時期、必要敷地面積、建物規模及び雇用規模
・希望する立地地域及び重視する立地条件（交通、物流、人材、取引先、インフラ、災害リスク、用地価格等）
・本町の認知度、二崎地区への関心度及び立地検討の可能性
・立地に当たり必要とする支援、行政への要望及び懸念事項

（３）調査資材の作成及び発送

次の調査資材を作成し、上記（２）で選定した対象企業へ信書を取り扱うことができる方法により発送すること。封筒、挨拶状、回答要領及び宛名表示の原稿は、印刷・発送前に本町の承認を得ること。web 回答用の URL 及び二次元コードを回答要領等に分かりやすく掲載すること。宛先不明等により返送された場合は、その状況を記録し、速やかに本町へ報告すること。

・本町が支給する発送用封筒（角形２号・クラフト）：１部／社
・挨拶状（Ａ４判・白黒）：１枚／社
・回答要領（Ａ４判・白黒）：１枚／社
・本町が支給する企業誘致パンフレット（Ａ３判・カラー）：１枚／社

（４）回答回収

web 回答フォームにより回答を回収し、回答状況を適切に管理すること。また、回答期限までに回答のない発送先企業（宛先不明、休廃業その他架電が不適当と認められる企業を除く。）に対し、原則として１社につき３コールまでの督促コールを実施すること。督促コールでは、調査資材の到着確認、調査趣旨の説明及び回答協力の依頼を行うこと。強引な勧誘と受け取られる対応を行ってはならない。

（５）回答結果の集計・報告書の作成

回答内容の単純集計を行うこと。加えて、本業務の実施方法、調査結果を取りまとめた調査結果報告書を作成すること。報告書案を本町へ提出し、協議及び校正を経て最終版を作成すること。

（６）詳細調査の実施

アンケート回答企業や優先候補先企業の設備投資に向けた意向を把握するために詳細調査を実施すること。調査方法や設問などは本町と協議の上決定するものとする。

（７）協議・成果品

受託者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、５回（事前協議１回、中間報告３回、最終報告１回）に打合せを実施すること。

成果品は、次のとおりとする。電子データは、本町が指定する方法により提出すること。

①調査対象企業リスト（Excel 形式）
②調査回答結果リスト（Excel 形式）
③調査結果報告書（PDF 形式）

５．その他留意事項

（１）受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本町の意図及び目的を十分に理解したうえ、適正な人員を配置し、正確に行うこと。

（２）募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本町が協議のうえ、決定することとする。

（３）本業務の実施により得られた成果物の著作権、版権等の一切の権利は、全て本町に帰属する。

（４）成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

（５）受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。

（６）提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。

（７）受託者が本業務によって本町又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。